

青森県報

号外第十八号

平成二十二年
三月二十九日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(行政経営推進室) ……二

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境政策課) ……二

青森県調理師法施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……二

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………(労政・能力開発課) ……三

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……三

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(河川砂防課) ……三

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……四

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……四

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………(同) ……五

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令……………(監理課) ……五

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程……………(青少年男女共同参画課) ……六

議 会

調理師法による指定試験機関への試験事務の委任……………(保健衛生課) ……六

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程……………(農村整備課) ……六

青森県大規模土地取引及び開発行為に関する指導要綱の一部を改正する要綱……………(監理課) ……六

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程……………(総務課) ……七

教 育 委 員 会

青森県立学校学則及び青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………(教職員課) ……七

公 安 委 員 会

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………(警務課) ……八

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………(同) ……一〇

規 則

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の資産等の公開に関する規則(平成七年十二月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中

分	土地等の事業・雑所得		
課	短期譲渡所得		
税	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	先物取引の事業・雑所得		

を

分	土地等の事業・雑所得		
課	短期譲渡所得		
税	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・雑所得		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成十七年四月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第十三号」を「別表第十四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県空き缶等散乱防止条例施行規則（平成十年三月青森県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表奥入瀬溪流・青撫山空き缶等散乱防止重点地区の項中「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県調理師法施行細則の一部を改正する規則

青森県調理師法施行細則（昭和四十四年七月青森県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「法」という。」を削る。

第二条から第五条までを削る。

第六条第一号中「第五号様式」を「第一号様式」に改め、同条第二号中「第六号様式」を「第二号様式」に改め、同条第三号中「第七号様式」を「第三号様式」に改め、同条第四号中「第八号様式」を「第四号様式」に改め、同条第五号中「第九号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第一条とし、第七条を第三条とする。

第一号様式から第四号様式までを削る。

第五号様式中「罫9」を「罫2」に改め、同様式を第一号様式とする。
 第六号様式中「罫9」を「罫2」に改め、同様式を第二号様式とする。
 第七号様式中「罫9」を「罫2」に改め、同様式を第三号様式とする。
 第八号様式中「罫9」を「罫2」に改め、同様式を第四号様式とする。
 第九号様式中「罫9」を「罫2」に改め、同様式を第五号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年十月青森県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「五百円」を「七百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則（昭和三十三年十月

青森県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「短期課程」の下に「又は条例第二条の二第一項の規定により行う職業訓練の訓練課程」を加える。

第一号様式の注の5及び第三号様式の注の1中「（略）」の次に「（略）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則（平成十四年三月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第八十条第一項」を「第二百二十五条第一項」に、「第八十条の三第一項」を「第二百二十七条第一項」に改め、同条第四号中「第十四条第三項又は第十五条第三項」を「第十条第三項又は第十六条第三項」に、「第十七条第三項又は第十八条第三項」を「第二十条第三項又は第二十一条第三項」に、「第二十条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

別表第二号の9中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号の12中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号の13中「第八十六条第三項」を「第四百四十一条第三項」に改め、同表第三号の3中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同表第五号の5中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同号の7中「第四条第六項に掲げる」を「第五条第六項に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条第四号の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則（平成八年三月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五号中「第九条第三項又は第十条第三項」を「第十条第三項又は第十六条第三項」に、「第十三条第三項又は第十四条第三項」を「第二十条第三項又は第二十一条第三項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二野木和団地の項中「二千二百円」を「二千円」に、「二千円」を「二千二百円」に改め、同表幸畑団地の項中「千四百円」を「二千二百円」に、「千二百円」

を「千円」に、
「千九百円」を「千八百円」に改め、同表桜川団地の項中「三千八百円」を「三千二百円」に、「三千円」を「二千六百円」に、「二千九百円」を「二千五百円」に改め、同表小柳団地の項中

三千五百円
三千五百円

三千円
三千円

に改め、同表平和台

団地の項中「二千二百円」を「千九百円」に、「二千円」を「千八百円」に改め、同表浜館団地の項中「三千三百円」を「二千九百円」に、「三千円」を「二千八百円」に、「二千九百円」を「二千六百円」に改め、同表南桜川団地の項中「二千七百円」を「二千三百円」に改め、同表戸山団地の項中「二千三百円」を「二千円」に、「二千二百円」を「二千円」に、「二千四百円」を「二千二百円」に、「二千円」を「二千円」に、「二千円」を「千九百円」に改め、同表ベイサイド柳川の項中「三千二百円」を「二千七百円」に、「三千円」を「二千六百円」に改め、同表城西団地の項中「二千五百円」を「二千三百円」に改め、同表小沢団地の項中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表小沢第二団地の項中「二千二百円」を「千八百円」に改め、同表城東団地の項中「二千四百円」を「二千二百円」に改め、同表浜の町団地の項中「千九百円」を「千八百円」に改め、同表宮園団地の項中「二千六百円」を「二千三百円」に改め、同表宮園第二団地の項中「二千七百円」を「二千五百円」に改め、同表表宮園第三団地の項中「二千六百円」を「二千三百円」に改め、同表茂森団地の項中「二千円」を「千九百円」に改め、同表旭ヶ丘団地の項中「二千七百円」を「二千三百円」に、「二千六百円」を「二千二百円」に改め、同表多賀台団地の項中「二千円」を「千八百円」に改め、同表白銀台団地の項中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表是川団地の項中

二千円
千九百円
二千円
千九百円

千八百円
千七百円
千八百円
千八百円

に改め、同表河原木

団地の項中「二千二百円」を「十九百円」と改める。

駐車区画B	二千二百円 (未舗装の駐車区画にお けるは、二千円)
駐車区画C	三千二百円
駐車区画D	三千百円

を

駐車区画B	二千六百円
駐車区画C	二千七百円

に改め、同表岬台団地の項中「二千円」を「千九百円」に改め、同表白山台団地の項中「二千六百円」を「二千三百円」に改め、同表ちとせ団地の項及び松島団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表新高団地の項中「千六百円」を「千五百円」に改め、同表広田団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表桜町団地の項中「二千六百円」を「二千三百円」に改め、同表中央団地の項中「千八百円」を「千七百円」に改め、同表昭和団地の項中「千五百円」を「千四百円」に改め、同表山田団地の項中「千四百円」を「千三百円」に改め、同表金谷団地の項中「千五百円」を「千四百円」に改める。

第二十四回議案中

を

認知症対応型老人共同生活援助事業 精神障害者又は知的障害者に対して共同生活介護又は共同生活援助を行う事業
児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 共同生活介護を行う事業 共同生活援助を行う事業

に改める。

第二十五回議案中「認知症対応型老人共同生活援助事業（精神障害者又は知的障害

者に対して共同生活介護又は」を「児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護を行う事業、」と改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二十四号様式及び第二十五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二幸畑団地の項中「二千四百円」を「二千二百円」に、「千二百円」を「千円」に改め、同表南桜川団地の項中「二千七百円」を「二千三百円」に改め、同表小沢団地の項中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表新高団地の項中「千六百円」を「千五百円」に改め、同表中央団地の項中「千八百円」を「千七百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令

青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「生活環境課長」を「保安課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百九十四号

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部を改正する規程

青森県青少年健全育成推進員に関する規程（昭和五十五年四月青森県告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「千円とする」を「とし、知事が別に定める」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県告示第百九十五号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第二項の規定により次のとおり指定試験機関に調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることとしたので、調理師法施行令（昭和三十三年政令第百三十三号）第二条の二第一項の規定により公示する。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定試験機関の名称
社団法人調理技術技能センター

- 二 指定試験機関の主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋堀留町二丁目八の五JACCビル

- 三 指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都中央区日本橋堀留町二丁目八の五JACCビル

- 四 行わせることとした試験事務の範囲
試験事務の全部

- 五 試験事務を行わせることとした年月日
平成二十二年三月十八日

青森県告示第百九十六号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に、「いい、市町村及び農業協同組合を除く」を「いう」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第百九十七号

青森県大規模土地取引及び開発行為に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次の

ように定める。

平成二十二年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県大規模土地取引及び開発行為に関する指導要綱の一部を改正する要綱

青森県大規模土地取引及び開発行為に関する指導要綱（昭和五十年七月青森県告示第五百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の欄中「第17条第1項」を「第20条第1項」及び「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、「第17条第1項」を「第20条第1項」に改める部分は、平成二十二年四月一日から施行する。

議 会

青森県議会告示第一号

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

青森県議会議長 長 尾 忠 行

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十二月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中

分 類	土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の事業・譲渡・雑所得		

を

税	先物取引の事業・雑所得	
---	-------------	--

に改める。

分 類	土地等の事業・雑所得	
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・雑所得		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県立学校学則及び青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県立学校学則及び青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

（青森県立学校学則の一部改正）

第一条 青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立青森西高等学校の項中

普通科	人文科
-----	-----

を

普通科

に改め、同

表青森県立青森東高等学校の項の次に次のように加える。

平内校舎	東津軽郡平内町 大字小湊	全日制の課程	普通科	三年
------	-----------------	--------	-----	----

別表第一青森県立平内高等学校の項、東校舎の項及び稲垣分校の項を削り、同表

青森県立弘前中央高等学校の項中

普通科	を	普通科	に改め、同表青森県
人文科	を	普通科	

立三本木高等学校の項中

普通科	を	普通科	に改め、同表青森県立八戸北
理数科	を	普通科	

高等学校の項の次に次のように加える。

南郷校舎	八戸市南郷区大 字市野沢	全日制の課程	普通科	三年
------	-----------------	--------	-----	----

別表第一青森県立南郷高等学校の項を削り、同表青森県立五所川原農林高等学校

の項中

林業科	を	森林科学科	に改め、同表青森県立三本木農業高等
農業土木科	を	環境土木科	
食品化学科	を	食品科学科	

学校の項中「農業土木科」を「環境土木科」に改め、同表青森県立青森商業高等学

校の項中

会計科	を	情報処理科	に改め、同表青森県立三沢商業高等
情報処理科	を	情報処理科	

学校の項中

流通経済科	を	情報処理科	に改める。
情報処理科	を	情報処理科	

第一号様式中「~~流通経済科~~」を削る。

(青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部改正)

第二條 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「~~診療~~」を「~~診察~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(青森県立学校学則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の各号に掲げる県立学校の生徒である者は、施行日から当該各号に定める県立学校の生徒となるものとする。

一 青森県立平内高等学校 青森県立青森東高等学校平内校舎

二 青森県立南郷高等学校 青森県立八戸北高等学校南郷校舎

3 青森県立青森西高等学校の人文科、青森県立弘前中央高等学校の人文科、青森県立三本木高等学校の理数科、青森県立五所川原農林高等学校の林業科、農業土木科及び食品化学科、青森県立三本木農業高等学校の農業土木科、青森県立青森商業高等学校の会計科並びに青森県立三沢商業高等学校の流通経済科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

公安委員会

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(青森県警察組織規則の一部改正)

第一條 青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

「政策教養課

会計課

厚生課

情報管理課

を「教養課

会計課

に改める。

第四条第十号中「警務部」の下に、「総務室」を加える。

第六条の二及び第六条の三を削り、第六条の四を第六条の二とする。

第七条の次に次の三条を加える。

(総務室の分課)

第七条の二 総務室に次の二課を置く。

厚生課

情報管理課

(厚生課)

第七条の三 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

一 職員の恩給及び退職年金に関すること。

二 職員の福利厚生に関すること。

三 職員の医療及び健康管理に関すること。

四 職員のレクリエーションに関すること。

五 職員の生活相談に関すること。

六 警察共済組合に関すること。

七 警察協会に関すること。

八 職員の公務災害補償に関すること。

九 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

(情報管理課)

第七条の四 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

一 電子計算組織の運用に関すること。

二 文書の收受及び発送に関すること。

三 文書の浄書、印刷及び製本に関すること。

四 事務能力の増進に関すること。

五 警察庁電子計算組織による資料の送受信に関すること。

六 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。

七 照会センターの運用に関すること。

八 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること。

九 総務室の総合的な企画、調整及び運用に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、総務室内の他の所掌に属しないこと。

第八条及び第十条の四(見出しを含む。)中「生活環境課」を「保安課」に改める。

第十九条中「臨時に部長」の下に、「(総務室長を含む。)」を加え、「その課」

を「その部(総務室を含む。)、課」に改める。

第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(総務室長)

第二十条の二 総務室に総務室長を置き、警視又は一般職員(青森県警察職員定員

条例(昭和二十九年六月青森県条例第四十六号)第一条第一号に規定する一般職

員(技能技師及び技能主事を除く。)をいう。以下同じ。)をもって充てる。

2 総務室長は、上司の命を受け、総務室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督す

る。

3 総務室長は、総務室の事務につき本部長に対し責任を負つ。

第二十一条第一項中「部」の下に、「(総務室を含む。)」を加え、同条第三項中

「(青森県警察職員定員条例(昭和二十九年六月青森県条例第四十六号)第一条第

一号に規定する一般職員(技能技師及び技能主事を除く。)をいう。以下同じ。)」

を削る。

第二十二条第二項中「部長」の下に、「(総務室長を含む。第四項において同じ。)」

を加える。

第二十二条の二第一項中「各部」の下に、「(総務室を含む。)」を、「警視」の

下に、「又は一般職員」を加える。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(総務室長代理)

第二十五条の二 総務室長に事故のあるときは、本部長の指名する首席参事官又は

参事官若しくは参事をもって総務室長代理とする。

2 前項の代理を行ったときは、総務室長へ報告しなければならない。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正)

第二条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和六十年十月青

森県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改める。

別記様式第十六号(4)中「~~青森県警察官災害給付規則~~」を「~~青森県警察官災害給付規則~~

附則并編」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第三号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表

青 森 県 警 察 職 員 定 員 表

区分 本部、署名	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
	県 警 察 本 部	61	102	247	150	94	654	252
青 森 警 察 署	4	9	77	122	124	336	18	354
青 森 南 警 察 署	1	4	7	11	7	30	4	34
外 ヶ 浜 警 察 署	1	3	9	11	3	27	4	31
大 間 警 察 署	1	3	5	7	5	21	3	24
む つ 警 察 署	2	5	19	21	29	76	8	84
野 辺 地 警 察 署	1	6	15	16	13	51	4	55
弘 前 警 察 署	5	8	61	71	88	233	15	248
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	5	9	16	8	39	4	43
つ が る 警 察 署	1	4	11	16	10	42	4	46
五 所 川 原 警 察 署	3	7	26	33	40	109	9	118
板 柳 警 察 署	1	3	6	7	5	22	3	25
黒 石 警 察 署	3	8	21	32	36	100	8	108
八 戸 警 察 署	4	8	65	80	118	275	22	297
三 戸 警 察 署	1	4	12	9	16	42	4	46
五 戸 警 察 署	1	4	5	11	4	25	4	29
十 和 田 警 察 署	2	5	20	23	35	85	7	92
七 戸 警 察 署	1	4	10	10	14	39	4	43
三 沢 警 察 署	2	5	17	18	35	77	9	86
合 計	96	197	642	664	684	2,283	386	2,669

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

別表を次のように改める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭